

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ナルミヤ・インターナショナルと称し、英文にては、NARUMIYA INTERNATIONAL Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 織物の卸売
- (2) 婦人用繊維製品・子供用繊維製品・紳士用繊維製品の輸入、企画、製造及び販売
- (3) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売
- (4) 文具・玩具の輸入、企画及び販売
- (5) 貸衣裳業
- (6) 育児用品のレンタル業
- (7) 保育園・学童保育・託児所等の保育施設の経営
- (8) デジタルコンテンツの企画、製作及び販売
- (9) フォトスタジオの運営
- (10) 労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び人材コンサルタント業
- (11) 知的財産権(商標権、意匠権、商品化権等)の取得、売買及び利用許諾
- (12) 建築一式工事の設計施工及び家具の製造販売
- (13) ホテル営業並びに旅館業
- (14) 飲食店並びに喫茶店の経営
- (15) 遊技施設・スポーツ施設の経営
- (16) 総合リース業
- (17) 損害保険代理業
- (18) 貸室業
- (19) 倉庫業、貨物運送取扱業及び荷造包装業
- (20) 古物営業法による古物営業
- (21) 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、38,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 第1項において、代表取締役に差し支えあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に差し支えあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定められた順序により、他の取締役が招集し、または議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行い、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任免除)

- 第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為による取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに規定する業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、取締役会の決議によって中間配当(会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をいう)をすることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金等の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 8 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2016年6月7日	認証
2016年7月14日	一部変更
2016年10月1日	一部変更
2017年5月19日	一部変更
2017年7月27日	一部変更
2017年10月25日	一部変更
2018年3月1日	一部変更
2018年6月29日	一部変更
2019年5月30日	一部変更
2022年5月25日	一部変更
2024年5月24日	一部変更